

# 5月の無料相談

※5月4日(月)から6日(水)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 14日(木)・28日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	19日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	20日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	11日(月)	10:00~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	8日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	15日(金)・25日(月)	10:00~12:00	

## 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
	9日(土)	10:00~15:00		
法律相談	28日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	8日(金)・22日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	8日(金)・22日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	21日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

## 「地デジ」を知って悪質商法に気をつけよう!! 消費生活センターから

☎823-3928

2011年7月24日でこれまでのアナログ放送は終了し、デジタル放送になります。テレビで「地上デジタル放送」(地デジ)への対応を促すCMが頻りに流れています。「地デジ」という言葉は広まりましたが、正しく理解されているでしょうか。そこで、「地デジとは何か」改めて整理してみましょう。

### 地デジになると…?

従来のアナログ放送より高品質な映像と音声を受信することができます。高齢者や障害のある方にやさしい字幕放送や解説放送をみることもできます。

### 地デジを見るには…?

- ①デジタルチューナーを買い足す
- ②ケーブルテレビで視聴する
- ③地デジ対応テレビに買い換える

の方法があります。また、アンテナの受信方法を確認しておくことも必要です。



### 「悪質商法にご用心！」

「地デジ」への移行にアンテナ工事やテレビの調整が必要となるので、一部の地域でそれらに便乗した悪質商法が報告されています。「地デジ」へ移行するための工事費用の一部を口座に振り込むよう書かれた手紙が届いた、テレビ局や公的機関を名乗り訪ねてきた業者が、アンテナ工事などの費用を請求する、などの手口です。請求元がどこであろうと、**身に覚えのない工事・調査費用の請求、怪しい工事の勧誘を受けた場合には、絶対に支払ってはいけません。**

悪質業者は、旬な話題をネタに近づいて来ます。新しい制度、義務化などにとっても敏感です。

業者から提供される誤った情報やあいまいな知識で契約することのないよう十分注意しましょう。不審な点があれば、総務省地デジコールセンター(☎0570-07-0101)や消費生活センターに相談しましょう。